

土砂埋立規制条例 改正・新設(茨城県・群馬県)

建設工事に伴い排出される土砂等による埋め立てなどを規制する動きが広がっています。茨城県では、残土条例施行規則が改正され、H25.11.1 に施行されました。また、群馬県では、土砂埋立規制条例が新たに制定され、H25.10.1 から施行されています。

○ 茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（改正）

調査項目に水素イオン濃度指数（pH）が追加されました。

基準値：4 以上 9 未満

測定方法：地盤工学会基準 JGS0211-2009 「土懸濁液の pH 試験方法」

○ 群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例（新たに施行）

1) 土砂等を搬入する際の検査

排出場所ごとに、及び同一の排出場所から搬入する量が 5,000m³ を超えるごとに、搬入しようとする日の 10 日前までに知事に届け出る必要があります。

その際、必要な書類は①土砂等排出元届出書、②土壌検査証明書になります。

2) 特定事業区域内の土壌検査

6 ヶ月ごと、または搬入された土砂等の量が 5,000m³ を超えるごとに土壌検査を実施します。排水がある場合は水質検査も実施します。

試料の採取は県の担当職員立ち会いのもと実施されます。

特定事業とは、土砂等による埋立て等を行う区域以外の場所から排出され、または採取された土砂等による埋立て等を行う事業であって、その区域の面積が 3,000m² 以上であるものを言います。特定事業を行う場合は、原則として知事の許可が必要になります。

上記 1)、2) の土壌検査項目は表の通りです。

表 土砂等を搬入する際の検査項目、特定事業区域内の土壌検査項目

分類	特定有害物質の種類
溶出量試験	ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、カドミウム、六価クロム、全シアン、総水銀、アルキル水銀、セレン、鉛、砒素、ふっ素、ほう素、シマジン、チオベンカルブ、チウラム、ポリ塩化ビフェニル、有機リン
含有量試験	砒素、銅

当社は、土壌汚染の未然防止または拡散防止のため、土壌試料の採取・分析から、条例等に対応した様式での土壌検査証明書作成まで対応しております。詳しくは、技術統括部 明石(内線267)、坂田(内線273)まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

